

**公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域
建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領**

平成20年12月22日	管理者決裁
平成21年3月11日	一部改正
平成23年3月30日	一部改正
平成24年2月24日	一部改正
平成25年3月29日	一部改正
平成26年3月11日	一部改正
平成27年3月23日	一部改正
平成28年3月28日	一部改正
令和2年9月28日	一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市水道局（以下「水道局」という。）が発注する建設工事を請け負う建設業者が、当該建設工事に係る請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）又は地域建設業経営強化融資制度（以下「下請セーフティネット事業等」という。）を利用する場合に、札幌市水道局建設工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に基づく工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする場合等の事務取扱に関し必要な事項を定める。

(債権譲渡の承諾の対象)

第2条 債権譲渡の承諾の対象は、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁。以下「施行要綱」という。）第2条第1号に定める工事（当該工事が複数年度にわたる場合にあっては、工事の最終年度の初日が経過しており、かつ、当該最終年度内に終了が見込まれる工事に係るものとする。ただし、地域建設業経営強化融資制度を活用する場合は、複数年度にわたる場合にあっては、債権譲渡の承諾申請時点において次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満であるもの（以下「地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事」という。）については対象とする。これら複数年度にわたる場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。）に係る工事請負代金債権とする。ただし、次に掲げる工事に係るものは除く。

- (1) 札幌市水道局低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁）第8条第1項の規定による低入札価格調査を行った工事で、当該低入札価格調査を受けた者が落札者となったもの
- (2) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事

(3) その他管理者が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 下請セーフティネット事業等を利用するために、管理者が、債権譲渡を承諾する債権の範囲は次のとおりとする。

- (1) 当該工事が完成した場合にあっては、工事約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金債権の額から、水道局が既に支払いをした当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事に係る請負契約（以下「工事請負契約」という。）により発生する遅延損害金等の、水道局が当該工事請負契約に基づき契約の相手方に対して請求できる債権の額を控除した額とする。
（当該工事が複数年度に渡る場合にあっては、水道局が既に支払いをした当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払金は、債権譲渡を承諾した年度（以下「債権譲渡承諾年度」という。）に水道局が既に支払いをした当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払金とみなし、債権譲渡承諾年度の前の年度までに水道局が既に支払いをした当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払金（以下「既払金」という。）を控除した金額の内訳に加えることとする。）
- (2) 当該工事請負契約が解除された場合にあっては、工事約款第52条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金債権の額から、水道局が既に支払いをした当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請負契約により発生する違約金等の、水道局が当該工事請負契約に基づき契約の相手方に対して請求できる債権の額を控除した額とする。（当該工事が複数年度に渡る場合にあっては、水道局が既に支払をした当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払金は、債権譲渡承諾年度の前払金、中間前払金及び部分払金とみなし、既払金を控除した金額の内訳に加えることとする。）
- 2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項第1号及び第2号の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。
- 3 前2項の事項については、債権譲渡承諾書（様式1又は様式2若しくは様式2-2）において明らかにするものとする。
- 4 第2項の場合においては、この要領の規定により債権譲渡をした者（以下「債権譲渡人」という。）は、債権を譲り受けた者（以下「債権譲受人」という。）に変更後の契約書の写しを提出して通知しなければならない。
- 5 第1項の契約の相手方に対して請求できる債権の額は、当該工事請負契約に係る契約保証金その他当該請求できる債権の額に充当することができる金銭を当該債権に充当した場合は、当該充当した後の額とする。

(債権を譲渡できる者)

第4条 下請セーフティネット事業等における債権を譲渡できる者は、水道局が発注する工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とし、以下「元請業者」という。）とする。

（債権を譲り受けることができる者）

第5条 下請セーフティネット事業等における債権を譲り受けることができる者は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る元請業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、元請業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（元請業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行うもの（以下「事業協同組合等」という。）とする。

（債権譲渡を承諾する時点）

第6条 管理者は、当該工事の出来高（複数年度にわたる場合にあっては、最終年度の工事に係る出来高。ただし、地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事の場合は、当該工事全体に対する出来高。）が2分の1以上に到達したと認められる日以降でなければ、債権譲渡を承諾してはならない。

（出来高確認）

第7条 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、事業協同組合等が当該出来高確認を行うものとする。

- 2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、事業協同組合等は、管理者に工事出来高査定協力依頼書（様式3）を提出するものとする。
- 3 前項の工事出来高査定協力依頼書の提出があった場合は、管理者は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（債権譲渡の承諾の申請）

第8条 下請セーフティネット事業等を利用しようとする元請業者は、下請セーフティネット事業等のいずれか1つのみを選択した上、事業協同組合等との間に、選択した制度に係る水道局の債権譲渡の承諾があったことを停止条件とする債権譲渡契約を締結するものとする。

- 2 債権譲渡の承諾を受けようとする者は、管理者に申請をしなければならない。

3 前項の申請に際しては、元請業者と事業協同組合等が共同して次の申請書類を管理者に提出するものとする。この場合において、当該申請書類の提出に当たっては札幌市水道局工事施行規程第2条第5号に定める契約担当部長の部の契約担当課（以下「総務課契約係等」という。）に持参するものとし、郵送による提出は認めないものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書 3通

ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択する場合（様式1）

イ 地域建設業経営強化融資制度を選択する場合（様式2（地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事については様式2-2））

(2) 元請業者と事業協同組合等の締結済の債権譲渡契約証書の写し1通

ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択する場合（様式は、平成14年12月18日付け国官会第1812号、国地契第61号、国官技第230号、国営計第138号（以下「平成14年12月18日付け国官会第1812号」という。）に定める様式3-①又は様式3-②に準じたものとする。なお、国土交通省において当該通知が改正された場合には、改正後の通知に基づくものとする。）（参考様式）

イ 地域建設業経営強化融資制度を選択する場合（様式は、平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号（以下「平成20年10月17日付け国官会第1255号」という。）に定める様式3に準じたものとする。なお、国土交通省において当該通知が改正された場合には、改正後の通知に基づくものとする。）（参考様式）

(3) 工事履行報告書（様式4） 1通

(4) 保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書1通

(5) 振興基金が発行する債務保証承諾書等の写し1通

（債権譲渡の承諾基準）

第9条 管理者は、次に掲げる要件のすべてが満たされていることを確認した場合に、債権譲渡を承諾するものとする。

(1) 下請セーフティネット事業等のうち、いずれか1つの債権譲渡承諾依頼書が提出されていること。

ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択した場合は、様式1を、地域建設業経営強化融資制度を選択した場合は、様式2（地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事については様式2-2）を使用し、定められた必要事項のすべてが記載されていること。

イ 元請業者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び印が工事請負契約書と一致していること。

- ウ 事業協同組合等の名称及び代表者職氏名が振興基金が発行する債務保証承諾書等の写しに記載されている被保証者名と一致していること。
 - エ 契約締結日、工事名、工事場所、工期に誤りがなく、かつ、第2条に定める債権譲渡の対象となる債権に係る工事であること。
 - オ 工事請負代金債権額、支払済の既払金額、前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡をしようとする額（申請時時点）が、工事請負契約に基づき元請業者が請求できる工事請負代金債権の額と一致していること。
- (2) 前号で選択した制度に係る締結済の債権譲渡契約証書の写しが提出されていること。
- ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択した場合は、平成14年12月18日付け国官会第1812号に定める様式3-①又は様式3-②に準じたものを使用し、地域建設業経営強化融資制度を選択した場合は、平成20年10月17日付け国官会第1255号に定める様式3に準じたものを使用していること。
 - イ 元請業者及び事業協同組合等の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が前号で選択した制度に係る債権譲渡承諾依頼書のものと一致していること。
- (3) 工事履行報告書が提出されていること。
- ア 当該工事の出来高（複数年度にわたる場合にあっては、最終年度の工事に係る出来高。ただし、地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事の場合は、当該工事全体に対する出来高。）が、2分の1以上であることを確認すること。
 - イ 元請業者が作成していること。
 - ウ 元請業者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び印が、第1号で選択した制度に係る債権譲渡承諾依頼書のものと一致していること。
- (4) 前条第2項の申請に係る工事が、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、当該保険又は保証に係る約款等により承諾が義務付けられているものである場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。
- ア 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。
 - イ 水道局に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。
- (5) 振興基金が事業協同組合等に対して発行した保証事業についての債務保証承諾書等の写しが提出されていること。
- (6) 当該工事請負契約が解除されていないこと又は工事約款第45条各号又は第46条各号に該当する恐れがないこと。
- (7) 元請業者が当該工事請負代金債権の債権者であること。

(債権譲渡の承諾手続)

第10条 債権譲渡の承諾は、第8条に基づく適正な申請書類の提出を受けた後、前条の事項を確認したうえで、速やかに債権譲渡の承諾のための手続を行うこと。この場合、第8条に規定する申請書類等に債権譲渡承諾チェックリスト（様式5）を添付すること。承諾後、債権譲渡承諾書の確定日付印欄に確定日付を、承諾番号欄に年度ごとに始まる一連番号を記載した後、債権譲渡承諾書を元請業者及び事業協同組合等にそれぞれ1通を交付することにより行うものとする。

2 前項の規定による債権譲渡承諾書の交付は、申請書類の提出を受けた後、7日以内（期限の日が水道局の休日に当たるときは、当該休日以後最初の水道局の休日でない日をもってその期限とみなす。）に行うものとする。

3 管理者は、債権譲渡整理簿（様式6）により債権譲渡の承諾の申請及び承諾状況を管理するものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第11条 第8条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第9条の基準が満たされていることが確認できない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、速やかに、承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書（様式7）を元請業者及び事業協同組合等にそれぞれ1通を交付することにより行うものとする。

（債権譲渡承諾後の中間前金払等の取扱）

第12条 債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事については、前金払、中間前金払及び部分払（地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事については、会計年度末における部分払を除く。）の請求はできないものとする。なお、地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事については、最終年度の前金払、中間前金払及び部分払についても請求することができないものとする。

（融資実行の報告書等の要求）

第13条 債権譲渡の承諾後、元請業者及び事業協同組合等は、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（様式8）を管理者に提出するものとする。

2 元請業者は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）記14に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを管理者に提出するものとする。

(請負代金の請求等)

第14条 第9条の規定により承諾を受け、工事請負契約に係る債権を譲り受けた事業協同組合等が、当該債権の支払を請求するときは、次に掲げる書類を管理者に提出するものとする。この場合において、当該書類の提出に当たっては、総務課契約係等に持参するものとし、郵送による提出は認めないものとする。

- (1) 工事請負代金請求書(様式9) 1通
- (2) 債権譲渡承諾書の写し1通
- (3) 管理者が請負業者あてに通知する当該工事の請負代金額(委託料)の部分払金額の決定について(通知)の写し1通(地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事の会計年度末における部分払の請求時のみ)

2 管理者は、前項各号の書類により請求者の請求権及び債権金額等を債権譲渡承諾チェックリストを使用して確認のうえ、所定の手続を経て当該工事請負契約に係る債権の額を支払うものとする。

(様式類の整備)

第15条 保証事業を実施するに当たって必要な事業協同組合等における取扱や契約書その他の様式類等で本要領に定めのないもの(金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、下請負人の受益の意思表示書、受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書、公共工事金融保証証書等(以下「様式類」という。))は、保証事業の監督官庁や振興基金が定め、又は当該事業協同組合等が、当該事業協同組合等の監督官庁、保証事業の監督官庁あるいは、振興基金と協議のうえ、必要な手続を経て定めるものとする。

(不正時の対応)

第16条 保証事業の監督官庁、事業協同組合等の監督官庁、振興基金、又は捜査機関等が、元請業者又は事業協同組合等が保証事業に関し不正を行ったと認めるときは、管理者は、当該不正を行った元請業者又は事業協同組合等を本要領の債権を譲渡することができる者又は債権を譲り受けることができる者の対象から除外するものとする。

2 元請業者又は事業協同組合等が提出した書面等が明らかに偽造・改ざん等がなされた不正なものであったときは、管理者は、保証事業の監督官庁、事業協同組合等の監督官庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

(その他事項)

第17条 下請セーフティネット事業等は、健全な元請業者が積極的に活用すべきものであるため、債権譲渡の承諾を申請したことをもって、元請業者の経営状況が不安定である

とみなし、又は指名競争入札の指名等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

- 2 下請セーフティネット事業等に係る債権譲渡によって、元請業者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、下請セーフティネット事業等に関し必要な事項は、その都度管理者が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年12月22日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領は、施行日以後締結される工事請負契約に係る請負代金債権及び施行日前に締結された工事請負契約であって施行日において請負代金債権が支払われていないものについて適用し、既に請負代金債権が支払われたものについては、なお従前の例による。
- 3 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成26年3月末日までの間に限り行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は令和3年3月末日までの間に限り行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年3月11日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 9 月 28 日から施行する。
- 2 改正後のこの要領の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に契約を締結した工事に係る債権から適用し、令和 2 年 3 月 31 日以前に契約を締結した工事に係る債権については、なお従前の例による。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(あて先)

札幌市水道事業管理者

(甲) 請負業者・譲渡人 住所
氏名

印

(乙) 譲受人 住所
氏名

印

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)間で締結の
年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の
工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、札幌市水道局建設工事請負契約約款第5条
第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」
(平成11年1月28日付建設省経振発第8号)に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対
し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の
確保を図るものとします。

なお、工事請負契約書に定められた契約不適合責任は当然のことながら甲に留保される
ことを申し添えます。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた前金払、中間前金払及び部分払は、貴殿
によるご承諾以降は請求しません。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 契約締結日
- 4 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 既払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請をする年度の前の年度まで支払った前
払金、中間前払金及び部分払金の合計
- (3) 前払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請をする年度の前払金
- (4) 中間前払金額 債権譲渡承諾の申請をする年度の中間前払金
及び部分払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請をする年度の部分払金
(5) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- 6 譲受人
 - (1) 振込希望金融機関名
 - (2) 預金の種別、口座番号
 - (3) 口座名義(ふりがな)

債権譲渡承諾書

札水総第 号
年（ 年） 月 日

[甲] 様
[乙] 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、札幌市水道局建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた前金払、中間前金払及び部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

- 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する札幌市水道局の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の札幌市水道局の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。
- 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて札幌市水道局に別紙の融資実行報告書を提出すること。
- 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 甲倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、札幌市水道局は関与しないこと。

札幌市中央区大通東11丁目
札幌市水道事業管理者 ○○ ○○ 印

確定日付印欄	承諾番号

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

（あて先）

札幌市水道事業管理者

（甲）請負業者・譲渡人 住所
氏名

印

（乙）譲受人 住所
氏名

印

（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）間で締結の

年 月 日付の債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、札幌市水道局建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付国総建発第197号、国総建整第154号）に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書に定められた契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた前金払、中間前金払及び部分払は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

1 工事名

2 工事場所

3 契約締結日

4 工期 自 年 月 日
至 年 月 日

5 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

— (2) 既払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請をする年度の前の年度まで支払った前払金、中間前払金及び部分払金の合計

— (3) 前払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請をする年度の前払金

— (4) 中間前払金額 債権譲渡承諾の申請をする年度の中間前払金

及び部分払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請をする年度の部分払金

(5) 債権譲渡額 金 円 （ 年 月 日現在見込額）

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

6 譲受人

(1) 振込希望金融機関名

(2) 預金の種別、口座番号

(3) 口座名義（ふりがな）

債権譲渡承諾書

札水総第 号
年（ 年） 月 日

[甲] 様
[乙] 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、札幌市水道局建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた前金払、中間前金払及び部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

- 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する札幌市水道局の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の札幌市水道局の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。
- 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて札幌市水道局に別紙の融資実行報告書を提出すること。
- 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに札幌市水道局に提出すること。
- 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。
- 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、札幌市水道局は関与しないこと。

札幌市中央区大通東11丁目
札幌市水道事業管理者 ○○ ○○ 印

確定日付印欄	承諾番号

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

（あて先）

札幌市水道事業管理者

（甲）請負業者・譲渡人 住所
氏名

印

（乙）譲受人 住所
氏名

印

（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）間で締結の

年 月 日付の債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、札幌市水道局建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付国総建発第197号、国総建整第154号）に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書に定められた契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた前金払、中間前金払及び部分払（会計年度末における部分払を除く）並びに最終年度の前金払、中間前金払及び部分払は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

1 工事名

2 工事場所

3 契約締結日

4 工期 自 年 月 日
至 年 月 日

5 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

－ (2) 既払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請をする年度の前の年度まで支払った前払金、中間前払金及び部分払金の合計

－ (3) 前払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請をする年度の前払金

－ (4) 中間前払金額 債権譲渡承諾の申請をする年度の中間前払金

及び部分払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請をする年度の部分払金

(5) 債権譲渡額 金 円 （ 年 月 日現在見込額）

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

6 譲受人

(1) 振込希望金融機関名

(2) 預金の種別、口座番号

(3) 口座名義（ふりがな）

債権譲渡承諾書

札幌水総第 号
年（ 年） 月 日

[甲] 様
[乙] 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、札幌市水道局建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた前金払、中間前金払及び部分払（会計年度末における部分払を除く）並びに最終年度の前金払、中間前金払及び部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

- 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する札幌市水道局の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の札幌市水道局の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。
- 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて札幌市水道局に別紙の融資実行報告書を提出すること。
- 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに札幌市水道局に提出すること。
- 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。
- 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、札幌市水道局は関与しないこと。

札幌市中央区大通東11丁目
札幌市水道事業管理者 ○○ ○○ 印

確定日付印欄	承諾番号

(様式3)

工事出来高査定協力依頼書

年 月 日

(あて先)

札幌市水道事業管理者

事業協同組合等 住所

氏名

印

下記工事について、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度(下請セーフティネット債務保証事業)、地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認について工事現場の立ち入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

1 工事名

2 工事場所

3 元請業者名

4 現場立入希望期日

_____年 月 日 () 時 分から 時 分まで

5 現場立入者職氏名

6 連絡先

電話番号 _____

担当者氏名 _____

債権譲渡承諾チェックリスト

契約番号

工事名

譲渡人（元請業者）名

譲受人（事業協同組合等）名

申請書類の受理日 年 月 日

チェック項目	チェック欄
1 債権譲渡の対象工事 (1)又は(2)のどちらか	
(1) 単年度の工事	
(2) 複数年度にわたる工事の場合は、工事の最終年度の初日が経過しており、かつ、当該最終年度内に終了が見込まれる工事に係るものとする。 ただし、地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事については対象とする。（この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。）	
(3) 低入札価格調査を実施した結果、調査対象となった者と契約した工事ではない。	
(4) 役務的保証を要する工事ではない。	
(5) その他不適當な事由がない。	
2 申請書類	
(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式1又は様式2若しくは様式2-2）（3通） 様式1 : 下請セーフティネット債務保証事業用の場合 様式2 : 地域建設業経営強化融資制度の場合 様式2-2 : 地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事の場合	
① 申請日及び受理日の確認。	
② 譲受人が、振興基金の債務保証を受けた事業協同組合等である。	
③ 元請業者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び印が工事請負契約書と一致している。	
④ 事業協同組合等の名称及び代表者職氏名が振興基金が発行する債務保証承諾書等の写しに記載されている被保証者名と一致している。	
⑤ 工事履行報告書（様式4）、工事請負契約書の契約締結日、工事名、工事場所及び工期と一致している。	
⑥ 請負代金額、支払済前払額及び支払済部分払額に誤りがなく、債権譲渡額が工事請負契約に基づき元請業者が請求できる工事請負代金債権と一致している。	
(2) 締結済の債権譲渡契約証書 下請セーフティネット債務保証事業用の場合：平成14年12月18日付け国官会第1812号に定める様式3-①又は様式3-②（参考様式）の写（1通） 地域建設業経営強化融資制度の場合：平成20年10月17日付け国官会第1255号に定める様式3（参考様式）の写し（1通）	
① 元請業者及び事業協同組合等の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が債権譲渡承諾依頼書のものと一致している。	

(3) 工事履行報告書（様式4）（1通）	
① 実施工程の出来高（複数年度にわたる場合にあっては、最終年度の工事に係る出来高。ただし、地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事の場合は、当該工事全体に対する出来高。）が、2分の1以上	
② 元請業者が作成している。	
③ 元請業者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び印が、債権譲渡承諾依頼書のものと一致している。	
(4) 保証人の承諾書（保証委託契約約款で必要とされる場合）（1通）	
① 承諾書は、依頼書の内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものである。	
② 札幌市水道局に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と①の相手方及び承諾書の記載内容が一致している。	
(5) 債務保証承諾書の写し（1通）	
(6) 当該請負契約が解除されていない。	
(7) 工事約款第45条各号又は第46条各号に該当する恐れがない。	



承諾（決裁）手続



3 債権譲渡承諾書（様式1又は様式2若しくは様式2-2）の交付	
(1) 承諾日（申請書類の受理日から7日以内）、発注者職氏名、確定日付（承諾日）、承諾番号（債権譲渡整理簿の承諾番号）を確認の上、元請業者及び事業協同組合等に各1通を交付する。	
4 債権譲渡整理簿（様式6）による承諾状況の管理	

債権譲渡の承諾日

年 月 日



（元請業者と事業協同組合等の間における金銭消費貸借契約の締結、融資の実行）



5 融資実行報告書（様式8）の提出（1通）	
-----------------------	--



6 工事請負代金の請求書類	
(1) 工事請負代金請求書（様式9）（1通）	
① 請求日及び受理日を確認。 工事請負代金請求書の事業協同組合等の印と申請時に提出した債権譲渡承諾依頼書の印が一致している。	
② 工事請負代金請求書と添付された債権譲渡承諾書の写しにより請求者の請求権があり債権金額等が一致している。	
③ 請求金額が「債権譲渡承諾書の債権譲渡額」＋「変更契約分の額」となっている。	
(2) 債権譲渡承諾書の写し（1通）	
(3) 請負代金額（委託料）の部分払金額の決定について（通知）の写し（1通） （地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事の会計年度末における部分払の請求時のみ）	

下請セーフティネット債務保証事業、地域建設業経営強化融資制度 共通



支払手続

- ※ 各項目を確認した後、チェック欄に○印を記載しておくこと。
- ※ 元請業者が共同企業体である場合には、共同企業体の構成員全員が代表者へ当該債権譲渡に係る一切の権限を委任をした旨を証する委任状が別に提出されるとともに、元請業者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者の住所及び氏名が記載されていること。
- ※ 今後、必要により、加除修正を行い、使用するものとする。

(様式7)

債権譲渡不承諾通知書

札水総第 号
年 (年) 月 日

(甲) _____様

(乙) _____様

札幌市長 ○○ ○○ 印

年 月 日に提出された下記1記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記2記載の理由により承諾できません。

記

1 (1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約締結日 年 月 日

2 承諾しない理由

融資実行報告書

年 月 日

(あて先)
札幌市水道事業管理者

(甲) 譲渡人・借入人	住所 氏名	印
(乙) 譲受人・貸付人	住所 氏名	印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付でご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 契約締結日
- 4 工期 自 年 月 日 至 年 月 日
- 5 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 既払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請をする年度の前の年度まで支払った前払金、中間前払金及び部分払金の合計
- (3) 前払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請をする年度の前払金
- (4) 中間前払金額 債権譲渡承諾の申請をする年度の中間前払金
- 及び部分払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請をする年度の部分払金
- (5) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額) ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[承諾番号]

[振込口座]

- 1. 振込希望金融機関名
○○銀行▲▲本支店
- 2. 預金の種別、口座番号
××預金××××××××
- 3. 口座名義
(ふりがな)
××××

工事請負代金請求書

年 月 日

(あて先)

札幌市水道事業管理者

(債権譲受人) 住所

氏名

印

年 月 日付債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

一. 請求金額

金 _____ 円

ただし、〇〇工事の代金

(地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事における会計年度末の部分払の請求の場合のみ、「地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事における会計年度末の部分払」と表示)

(内訳)

- | | |
|---|---------|
| (1) 請負代金額 | ¥ _____ |
| (2) 既払金受領済額 | ¥ _____ |
| 債権譲渡承諾の申請をする年度の前の年度まで支払った前払金、中間前払金及び部分払金の合計 | |
| (3) 前払金受領済額 | ¥ _____ |
| 債権譲渡承諾の申請をする年度の前払金 | |
| (4) 中間前払金受領済額 | ¥ _____ |
| 債権譲渡承諾の申請をする年度の中間前払金 | |
| 及び部分払金受領済額 | ¥ _____ |
| 債権譲渡承諾の申請をする年度の部分払金 | |
| (5) 履行遅滞の場合における損害金等 | ¥ _____ |
| (6) 今回請求金額 | ¥ _____ |
| (7) 残額 | ¥ _____ |

二. 承諾番号

三. 支払口座等

- 振込希望金融機関名
〇〇銀行▲▲本支店
- 預金の種別、口座番号
××預金××××××××
- 口座名義
(ふりがな)
××××
- 請求者の連絡先
住所
電話
ファックス

(参考様式)

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第 1 条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額 ((5) - (6)) 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第 2 条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第 3 条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第 4 条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証す

る。

第 5 条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

- 2 甲は、第 9 条第 3 項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第 7 条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第 6 条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第 7 条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

第 8 条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

- 2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

第 9 条（弁済の充当等）

乙が前条第 1 項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

- 2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。
- 3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。
- 4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第 2 項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。
- 5 第 2 項から第 4 項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。
- 6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) 本件工事請負契約が解除された場合
- (4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第11条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第12条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第13条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲） □□□□□株式会社
代表取締役 □□ □□ 実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙） ○○○建設業協同組合
代表理事 □□ □□ 実印

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第 1 条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第 2 条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第 3 条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第 4 条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証す

る。

第 5 条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

- 2 甲は、第 9 条第 2 項の残額の返還を受ける債権及び同条第 5 項の残額の引渡しを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還及び引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第 6 条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権（以下、下請債権という）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

- 2 前項の下請負人とは、甲が、本件請負工事を履行するために使用する工事業者（法人、個人を問わない）または資材納入業者（法人、個人を問わない）で、第 11 条にしたがって受益の意思表示をした者をいう。

第 7 条（被担保債権の優劣）

（文例 1）

被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権のうち□□%については下請債権が優先し、乙は、下請負人への支払をしたその残額について乙の貸金債権への弁済に充当することができる。

- 2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

（文例 2）

被担保債権のなかに乙の貸金債権と下請債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、下請負人は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

- 2 （上記第 2 項と同文）

第 8 条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

第 9 条（弁済の充当等）

乙が前条により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

- 2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。
- 3 甲に、以下の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金銭については、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙の計算におい

て行う。この場合、下請人に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

4 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

5 乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。

第 10 条 (協力義務)

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第 11 条 (受益の意思表示)

下請負人は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第 6 条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

3 第 9 条第 2 項の場合、乙が甲に対して乙の貸金債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることはできない。

第 12 条 (説明請求)

下請負人は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第 13 条 (合意解約の禁止)

甲と乙とは、下請負人が第 11 条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

第 14 条 (合意管轄)

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人 (甲)

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～ 住 所 ～

債権譲受人 (乙)

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証す

る。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、次条第2項の残額の返還を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還を妨げる行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還することとする。

第7条（下請保護規定）

乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸金債権を精算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残余の部分を甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は前条に規定する下請負人等への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印